

第 17 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 1 日)

平成 19 年 12 月 5 日 (水曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一 良	事務副局長	谷村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (28名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	岸 井 春 乘	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	城 内 哲 久	教 育 委 員 会 長 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	天文台業務課長	杉 本 幸 六	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
	南光支所長	森 崎 文 和	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 . 会期決定の件
- 日程第 3 . 行政報告
- 日程第 4 . 発議第 3 号 「兵庫県昆虫館の存続・充実を求める意見書(案)」の提出について(委員長報告)
- 日程第 5 . 発議第 5 号 「道路特定財源の定期的な確保に関する意見書(案)」の提出について
- 日程第 6 . 議案第 91 号 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 . 議案第 92 号 佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 . 議案第 93 号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 . 議案第 94 号 佐用町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 . 議案第 95 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 . 議案第 96 号 佐用町受益者負担の適正化及び類似施設の使用料の均衡を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 12 . 議案第 97 号 佐用町長谷地域交流センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 . 議案第 98 号 平成 19 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについて
- 日程第 14 . 議案第 99 号 農作物共済無事戻し金及び集落営農等推進費奨励金の交付について
- 日程第 15 . 議案第 100 号 町営土地改良事業の実施について
- 日程第 16 . 日程第 17 ないし日程第 28 について
- 日程第 17 . 議案第 101 号 平成 19 年度佐用町一般会計補正予算案(第 3 号)の提出について
- 日程第 18 . 議案第 102 号 平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案(第 3 号)の提出について
- 日程第 19 . 議案第 103 号 平成 19 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について
- 日程第 20 . 議案第 104 号 平成 19 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について
- 日程第 21 . 議案第 105 号 平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について
- 日程第 22 . 議案第 106 号 平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について
- 日程第 23 . 議案第 107 号 平成 19 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について
- 日程第 24 . 議案第 108 号 平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について
- 日程第 25 . 議案第 109 号 平成 19 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について
- 日程第 26 . 議案第 110 号 平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について
- 日程第 27 . 議案第 111 号 平成 19 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案(第 1 号)の

提出について

日程第 28 . 議案第 112 号 平成 19 年度佐用町水道事業会計補正予算案 (第 1 号) の提出について

日程第 29 . 同意第 1 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 30 . 請願第 2 号 「人権侵害の救済に関する法律」早期制定を求める請願

午前 10 時 00 分 開会

議長 (西岡 正君) 皆さん、おはようございます。

開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。師走を向かえ、何かとお忙しい中ですが、第 17 回佐用町議会定例会が招集されました。議員各位におかれましては、ご健勝にて全員ご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。佐用町も 10 月 1 日をもって合併 2 年が経ちました。その間、町長はじめ職員の皆さん方のご努力と議員各位のご理解のなか苦しい中にも落ち着きを見せ始めております。今後とも、町発展の為、住民代表のチェック機関としてなお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今期定例会に付議される案件は、条例に関する案件が 9 件、平成 19 年度各会計補正予算案等の案件が 12 件、人事に関する案件が 1 件、議員発議案件及び請願が提出されております。何卒、議員各位におかれましては、ご精励を賜り、これら諸案件につき慎重なるご審議を賜り適切妥当な答えが得られますよう、お願いを申し上げ開会の挨拶いたします。

それでは、町長、挨拶をお願いします。

町長 (庵途典章君) 皆さん、改めましておはようございます。

今日も、大変冷え込みまして、12 月に入って、急に寒くなってまいりました。非常に今年は、インフルエンザも流行しているというような兆しが見えております。それぞれ健康にご留意いただきまして、今日から開会されました 17 回の定例議会、たくさんのまた案件を提案をさせていただいておりますので、充分ご審議いただきまして、適切妥当な結論をいただきますように、どうぞよろしくをお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長 (西岡 正君) これより、本日の会議を開きます。ただちに日程に入ります。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長 (西岡 正君) 日程第 1 は会議録署名議員の指名でございます。

会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定によりまして議長より指名いたします。

4 番、岡本義次君。5 番、笹田鈴香君。

以上の両君をお願いいたします。

日程第 2 . 会期決定の件

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 2 に移ります。会期決定の件を議題といたします。
お諮りします。
今期定例会の会期は本日 12 月 5 日より 12 月 25 日まで 21 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日 12 月 5 日より 12 月 25 日までの 21 日間と決定いたしました。

日程第 3 . 行政報告

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 3 に入ります。これより行政報告に入ります。
町長から行政報告を受けます。
町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、現在の状況を報告をさせていただきます。
まず、全般にわたりまして、12 月、こうして後、今年も残り少なくなりました。各課、それぞれ行なっております事業等につきまして、南光支所の建設、また上月小学校の体育館等、非常に天候にも恵まれて順調に工事も行っておりまして、また建設課、また農林振興課等も、それぞれ行なっております道路改良等事業につきましてもですね、町も、ほとんどの発注が進んでおりまして、順調に工事も進んでおりますので、まずご報告を申し上げます。それから、昨日特別交付税の第 1 期分の内示をいただきました。第 1 期分、1 億 7,171 万 7,000 円という事で、昨年の同期と比べますと 5,500 万程少なくなっておりますけれども、これは当初から予定されていた事でありまして、合併後ですね、3 年間にわたりまして、合併事業費として特別交付される交付税があります。3 年間で 6 億 8,000 万程いただくという事で、1 年、17 年度に 3 億 4,000 万。それから 18 年度に 2 億 400 万。そして、今年度は、約 1 億 3,600 万ぐらいになるだろうという予想をしております。これは、特別交付税の中に、参入をされてきているわけです。そういう事で、約 6,800 万程、当然、今年の交付税が、特別交付税は減るとい、減額されるという事の中でですね、一応第 1 期分、これまた 3 月に最終の決定がされるわけですが、今回は、頑張る地方の応援という形で、約 3,000 万、これは満額いただける物というふうに思っておりますけれども。まあ、ちなみに、隣の上郡町におきましては、昨年度は 150 万程しか出なかったんですけれども、今年、今年度は、3,000 万の交付がされてるといふふうに聞いております。そういう事で、佐用町といたしましては、1 億 7,100 万余りで最終的にはですね、昨年度は 7 億 2,000 万の交付税、特別交付税が交付いただいておりますけれども、当然、それは、それだけの金額はありませんけれども、少しでもですね、多くの交付をいただけるように、今後とも県の方にも要請をしてお願いをしていきたいというふうに考えております。

次に、来年 4 月より始まります後期高齢者医療制度における兵庫県の後期高齢者医療の広域連合議会の開催をされましたので、報告を申し上げます。

この制度の開始に向けて県下 41 市町より各 1 名選出された議員による議会は 3 月に組

織概要を決定する設立議会が開催され、今回去る 11 月 26 日に神戸市において保険料等を決定する議会が開催されましたので、その概要を報告させていただきます。

75 歳以上の高齢者全員と一定の障害を持たれている 65 歳以上の高齢者を対象とする後期高齢者医療制度は、平成 18 年 6 月の国会における健康保険法等の一部を改正する法律の成立により全国の都道府県単位で、全市町村が参加する広域連合を組織し、これまでの老人保健制度に変えて、いよいよ来春の 20 年 4 月 1 日から開始されるものであります。この制度の内容は、これまで国民健康保険や共済組合など、それぞれの保険毎加入されていた医療保険を後期高齢者の皆さんを全てを、この保険の加入者とする事で、より進展する高齢化社会への対応、永続的な医療制度の確保を合わせて医療費の適正化の推進を図ろうとするものでございます。これまでの老人保健制度との異なる点は、高齢者の皆さんが病院等にかかれた場合の医療費の負担割合などは変更がなく、最も大きな違いは、保険制度の運用主体が変わる事で、これまで国民健康保険や共済組合など各医療保険制度で保険料を徴収し、老人保健拠出金として運営していたものを、原則、医療費の 1 割に相当する額を保険料として高齢者の皆さんに負担していただくものでございます。これにより、例えば、75 歳以上の高齢者のみの、2 人暮らしの世帯では、これまで町の国民健康保険に加入し、保険料を納めていただいておりますが、これからは国民健康保険から離れ、後期高齢者医療制度の加入者として保険料を納めていただく事になります。また、息子さんなど同居し、息子さんの勤務される会社の所属する医療保険に被扶養者として加入されていた高齢者の皆さんも、これまでの息子さんの被扶養者として会社などの社会保険から離れ、後期高齢者の保険者として加入していただく事になります。この制度を維持する為の財源は、これまでの老人保健制度では、5 割を公費として、国が 4、県が 1、町が 1 の割合として負担し、残りの 5 割を若年者負担として、それぞれの保険組合からの拠出金として運用されていたものが、後期高齢者医療制度では、公費の 5 割分は変更がなく、国・県・町で同様に負担し、残り半分の内、各保険組合よりの拠出金割合を 4 として残りの 1 割を高齢者の皆さん自身の保険料として納めていただく事となります。高齢者が納められる保険料の徴収方法は、介護保険制度と同じように原則、年金からの天引きによる特別徴収と年金額が月額 1 万 5,000 円以下の少額となる皆さんや、その年度に 75 歳となられる方などにおいては、役場から直接納付書を送付し、窓口で納めていただくか、金融機関より口座引き落としで納めていただく普通徴収となります。最も、重大な関心事となりますが、保険料の金額であります。これは各都道府県ごとの単位で、2 年毎に医療費等の動向をみながら各広域連合で決定する事となっており、いよいよ 4 月からの制度開始に向けて 26 日の兵庫県広域連合議会で提案され、決定をされました。基本的に、保険料額は、均等割額と所得割額からなり、均等割額は、年額 4 万 3,924 円。所得割額は、8.07 パーセントを基本として算定されることとなり、この結果、兵庫県における一人当たりの平均保険料は、月額 6,783 円、年額にして 8 万 1,400 円となりました。この金額は、兵庫県下の加入者約 58 万人の医療費約 9,900 億円の医療費に対応するもので、あくまで平均の金額であり、低所得者については 7 割、5 割、2 割の軽減制度が設けられております。制度が複雑な為、細かい数字につきましては、別途資料として県の広域連合が被保険者の代表者などを含めた懇話会の資料を配布しておりますので参照いただきたいと思います。当初、厚生労働省の試算として発表されました全国平均の月額保険料の 6,200 円より、兵庫県は 583 円高い保険料となっておりますが、これは、県内の医療費推計が全国平均を上回るものと、高齢者の所得においても、全国平均を上回ることに起因するものであります。

それでは、次に代表的な事例の保険料のみを説明をさせていただきます。

まず、老齢基礎年金受給者で年額 79 万円以下の皆さんは、7 割軽減者として月額 1,098 円となり厚生年金の平均受給者で年額 208 万円の皆さんは、軽減がなく月額 7,359 円とな

ります。本人が基礎年金受給者で自営業の皆さんと同居される方で息子さんの収入額が390万円の方ですと月額が3,660円となります。また息子さん等が普通に会社勤めをされ、現在、会社等の医療保険に加入され、高齢者を扶養されている家庭での高齢者の保険料は2年間の特別措置として均等割のみの月額1,830円となりますが、この対象者については、各医療保険の被扶養者として、これまで保険料を納付する義務がなく、新たな本制度の発足により納付義務が生じることから、現在厚生労働省で協議されていますように20年度中は保険料の徴収を半年間凍結し、残りの10月からの半年間については、均等割分の9割が軽減されることとなっております。これまで医療保険の被扶養者として、別に保険料の納付義務のなかった高齢者の皆さんや、国民健康保険からの移行など新制度の周知につきましては、今後、県の広域連合の統一したパンフレットの提示などが予定されておりますが、本町では1月の広報誌でできるだけ詳しく紹介し、2月には、全戸配布のパンフレットによる周知とともに、個別に保険料額の事前通知書なども送付することといたしております。到来する。超高齢化社会に対応するために、平成12年度の介護保険制度の新設に続く医療制度の大幅な改正であり、国においても、各政党間による意見の相違もあり、制度確定が大幅に遅れ、また複雑化しておりますが、今後円滑な制度運営がなされるよう努力をしていかなければならないというふうに考えております。

以上、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会についての報告とさせていただきます。

次に、職員の20年度採用予定の内定についてのご報告を申し上げます。

平成20年度採用予定の第2次試験を第1次試験合格者9人に対して11月8日に実施をし、第1次、第2次試験の成績結果を総合的に判定をし、補欠合格を含め5名の合格を決定をし、一般職については、南光三河の平岡奈緒美さんと、佐用の松本和也君。保育士については、三日月の古川愛さんの3人に内定通知を、それぞれ11月の14日に発送したところでございます。

次に、商工会の合併契約についての報告をさせていただきます。

郡内4商工会の合併契約調印式が、去る11月20日に佐用文化情報センターで行なわれ、私を始め西播磨県民局長、県商工会連合会長の立会いのもと、合併期日を平成20年4月1日とし、「新佐用町商工会」設立により4商工会は解散する旨の調印が滞りなく行なわれました。一昨日の12月3日には、各商工会とも臨時総会が開催され、今後選出された設立委員が中心に新佐用町商工会実現にむけて細部についての調整がなされることとなっております。新商工会発足後は、尚一層の地域内経済活動支援に努められ、町行政とも連携を図りながら商工業の発展に貢献していただけるものと期待をしているところであります。

次に、学校関係、教育関係についてご報告を申し上げます。

小中学校の制服等物品納入についてであります。町内の5小学校の子どもの制服・体操シャツ等が、本年4月以来、長期に亘って未納状態が続いた問題に対して、10月19日、当該業者に対して「今後、これまでのように指定の取扱はしない」旨、直接通知をさせていただきました。現在、保護者が買いやすい条件整備に向けて、今後の物品購入の体制づくりを、町内商工会に相談しながら、学校、PTA役員と調整をいたしているところでございます。

次に、県立の昆虫館についてであります。

11月1日に県から昆虫館の昆虫標本を播磨科学公園都市内、佐用町内に平成20年3月の開館に向けて建設中の環境学習の拠点施設となるエコハウスへ移設し展示する旨の通知を受けました。町では、地元三河地域や議会等で検討していただき、三河地域で昆虫館が持つ意義を認識しつつも、町単独で管理運営することは困難であるとの理解の上に立ち、県での存続を要望してきた結果、佐用町地域内で活用できる道を県が考えられたというふうに理解をしております。今後は、県と調整する中で、内海館長とも協議し、昆虫・植物・

図鑑等について、できる限り有効活用できる方向で考えていきたいというふうに思っております。

次に、納税関係についてのご報告をさせていただきます。

12月は、6月共に「公正公平な納税重点月間」としての取り組みを行ないます。

重点月間のPRについては、役場第1庁舎、各支所・出張所の5箇所に看板を設置するほか、町広報などで住民の皆様にPRを行ないます。重点月間の取り組みは、税務課、住民課と3支所で「公正公平な納税連絡調整会議」を開催して連携を図り、町税・国保税の納期内納税を推進すると共に、町税・国保税の滞納整理は納期内に完納された大多数の納税者との公平性の確保を背景として、公正公平な納税の確立に向けて、滞納者に納税の義務を履行していただくよう積極的に滞納整理を行なってまいりたいというふうに考えております。次に、町内に事務所・事業所又は家屋敷を所有する個人で町内に住所を有しない個人については、応益性の見地から地方税法第294条第1項2号の定めにより、町県民税均等割の納税の義務があると定められております。本町では、公正公平な納税のため平成20年度から町内に家屋敷を所有する個人で町内に住所を有しない個人に係る町県民税の均等割額4,800円を課税をいたします。ただし、町内に家屋敷を所有する個人が居住市町村において個人町民税の均等割額が非課税の場合は、この課税はいたしません。このため、町内に家屋敷を所有する個人の居住市町村に毎年度照会して調査することにより、課税の有無を判定をいたします。また、家屋敷の所有者があり、所有者が町県民税を納税している場合は、町内に家屋敷等を所有する個人に課税をすることはありません。このため、所有者が、使用者がある場合は、使用者報告書を提出いただくことにより、使用者が町県民税均等割の課税の有無を調査し、課税の有無を判定をいたします。平成20年度町県民税の課税を行うため、納税の義務が見込まれる704件について、先般事前通知を行なうなど課税に向けた取り組みを行なっているところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 以上で行政報告は、終わりました。

議長（西岡 正君） なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配布いたしております。ご熟読のこととしますので、会議の進行上、以後、議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第4 ． 発議第3号 「兵庫県昆虫館の存続・充実を求める意見書（案）の提出について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 続いて、日程第4、発議第3号、兵庫県昆虫館の存続・充実を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

発議第3号は継続審査となっており、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、これより総務常任委員長の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長、敏森正勝君。

総務常任委員長（敏森正勝君） 発議第3号、兵庫県昆虫館の存続・充実を求める意見書（案）の提出について報告いたします。

去る11月12日、総務委員会を開催し、委員全員出席のもと、町長、教委総務課長、議事事務局長、途中から教育長出席し審議しております。

少し長くなりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

始めに、教委総務課長より経過報告を受けております。

1点目は、県の方針であり、新行財政構造改革推進方針という事で、通称新行革プランと言っておりますが、県のホームページにも掲載されております。11月6日のプレス発表以降ホームページに施設の移譲等という事で、掲載されております。昆虫館につきましては、老朽化等により施設機能の維持が困難となっており、他の県立施設に機能を移転する事が妥当な施設。そういう中で、昆虫館という事で位置付けられております。昆虫館の、機能は、標本平山コレクションを主に標本の事をさしております。他の県立施設、エコハウスという事で示されており、11月の1日に県教委の参事が来られまして、町長に、そういった旨を県の方針という事で伝えられました。その昆虫館の標本をエコハウスに展示するという事の背景は、1つは、この標本については、環境教育に役立てるという目的で活用したい。且つ佐用町の地内で展示して地元の子ども達、あるいは地元の地域の人たちの学習に役立てたいと、そういう視点で、地元で展示するという事を考えている。そういう視点からエコハウスの環境学習の拠点施設という事で建設している。県の考え方は、要約しますと、そういう事になります。

2点目のエコハウスにつきましては、地球温暖化等をはじめとする環境学習の拠点施設にするという事で、10月にオープンという事業経過で進んでおりましたが、若干遅れて、3月20日開館予定で進んでいます。展示スペース200平米、わんぱく広場の所に展示スペースを確保して、そこに平山コレクションの蝶等の展示する考えであります。主に環境学習のプログラムとか教材に使っていくという事で、計画が上がっているが、わんぱく広場の中に環境を感じながら学ぶ。また環境学習の、資料として、昆虫の標本を活用する。昆虫の関係ですので、自然との係わりとか、生命の大切さを伝えるという事でもあります。生きた昆虫については、エコハウスは、開所、開館当初から無理だという考えを持っています。将来的に、環境の拠点施設という事で、生きた昆虫についても視野に入れていくという事で、説明に来られた課長は言われた。

3点目のこれに至る、9月20日以降の経過ですが、意見書案が出ている中で、現地視察をしていただいて、継続審議が9月20日、その後教育委員会から県教育委員会に9月26日に、昆虫館についての、対応協議の現状という事で、報告をしている。地元としては、大切な必要施設という認識の中で、どういう形で、地元に残していくか、そういう事を探りながら検討しています。しかし、町が単独で移譲を受けて運営するというのは、財政的な面と人の問題が難しい。そういう事を議論しながら、議会も議論し継続審議としております。今後の方策として、人と自然の博物館の分館としての位置付け、これについても、研究員の管理指導と運営経費の助成を得て、県と町の協力体制を下に現状で継続、運営できないだろうかと、そういう事も事務レベルで申し添え現状報告をしています。10月10日に県教育委員会から、10月11日に健康生活部の環境政策局環境学習課が昆虫館へ視察に来たいと連絡があり、その時の電話の内容ですと、昆虫の標本をエコハウスへ展示する方向での検討をしているという内容でした。展示方法、展示の活用、標本についての注意点等を、館長から聞きたいという事で来館しています。その後11月1日に県教委の参事が来庁し、町長に昆虫館の対応について説明がありました。県の方針については、地元一

番と言うんですか、感心があり、また協議もされて来た経緯もありますので、三河地域の自治会長が中心でしたが、地域として必要なんだという認識は、基本的にあるなかで、そういう思いが県にある意味では届いた中で、エコハウス、同じ佐用町三河地域ではないんですが、佐用町の中で活用されるという、そういった県の方針について、概ねこう理解していただいたような状況です。いう説明があり、経過報告でありました。

そこで委員から質問し審議していただきましたが、主な内容について報告いたします。継続という中で、知事の方にも、この話をわたりかけておるんだと、その結果が、未だもらってないという事で、委員会としても、そういう事があるのであれば、調整早く図って結論出していただきたいというような事でもって、今日に来ておったと思うので、新しく今回エコハウスの中にとりいう案が県から出て来たという事ですけど、その辺は、調整は未だなされていないのかと。それから、もう一方ですが、基本的には、今知事の考えとしては、新行革プランを発表しているから、他の県の施設に移転するのが妥当な施設という位置づけの基で、この昆虫館を考えておるとい事で、話があったが、町長より町が運営するのは無理との返事だった。

それから平山コレクションについては、エコハウスに移転を考えている。環境学習課については、来年3月オープンに向け、展示や管理の仕方について協議を検討しているというような、経過説明と同じ内容の回答は来ておるわけで、その回答しか、結局県はしていないと。

こちらが要求していた、生きた昆虫館、そのまま県の責任でやって欲しいという点では、その回答じゃなかったと。11月8日の、回答だったと思う。また、ある委員は、旧南光町の方々自治会の方の中で、キャンプ場等についても、それらについての地元の説明したという事ですが、その辺りの反応はどういう事です。という事ですが。総務課長の方では、地元の方で、キャンプ場に標本等を持って行って、キャンプ場の相乗効果って言うんですか、高めるといような、観光的な視点で活用できないかという点がありました。

標本について県の人博の鑑定の中で、そういった安易に扱う物ではないという事と、それから設備的な物も、かなり簡易な設備では難しいという事であり、昆虫の標本をキャンプ場に持って行くという事については地元も理解していただいたと思っています。自治会長さん、厳しい考え方をされてる人でしたけれど、地元に必要な施設であるが、エコハウスで、標本が生かされるという事も正解ではないかなという意見もありました。

また、ある委員は、エコハウスに平山コレクションは移転する。で、後実際に飼ってる昆虫はどうするのか。その施設は、潰してしまうのかという事の問いに。総務課長が、元々借地で、旧南光町と瑠璃寺の所有者との借地契約、その上に成り立ってる物で、県が閉館するという事になれば、当然更地にするのが基本だと思います。県は、取り壊すという中で、あの施設そのものを、町なり地元が何かに使われるのであれば、それは、譲りますという姿勢であります。地元としては、元々あの施設は、37、38年経ってる中で、構造そのものは、木造モルタルづくりです。老朽化しているなかで、地権者、所有者の方から借りてるという事で、更地で返す方が将来的には問題はないだろうというふうな意見もありました。もし、そういう形で決まれば、昆虫の標本についてはエコハウスの方で活用されるが、生きた昆虫それから植物等については、今後の検討課題かなというふうに思います。県のエコハウスは県の施設で、環境教育というものを主観に置いた、そういう施設ですので、昆虫の標本についても、ただ単に展示、置いているという考えではないと思います。人と自然の博物館、管理とか、そういう物の活用については、人と博物館の研究員の指導の下に対応していくという事も言われているし、現実的な問題については、今館長が対応されてるノウハウについては、引き続き指導を仰ぎたいという、そういう事も言われてましたし、安易な対応はされないと。施設においても、人についても、そういうふうに

受け止めてます。

また、ある委員は、問題は、今の現状の中で、内海先生が持ってる標本があって、生かせるのであれば、その必要はない。町長が決めて皆が了解したらよいが、それができないから、どうしようかと言っております。また、ある委員は、平山コレクションについては、現状のまま置いておけば、老化がどんどん進んで行く、これは明白なので老化しているけど、今の現状のまま置いておくという理屈は成り立たない。一時的にしる、エコハウスに置いて、空調設備で管理して、老化を防ぐという処置は、その点では正しいと思っている。一番いいのは、今の昆虫館を、県が建て直して、空調設備のある施設を作って、平山コレクションも展示するし、生きた昆虫も飼育するという形でできるのであれば、一番望ましい。現状としては、今のままだったら、平山コレクションは移るけれども、昆虫館の機能は、生きた飼育はなくなるという事ははっきりしている。これでこの間メッセージや署名等残して欲しいというような事が住民の中からおこっているから、県の方針は出しているが、議会としては、県に意見だけはあげておくという事しかないのかなというふうに思っている。県は、決めているが、地元の声はこうなのだ。最終的には判断ですが。いう事なんですけれども。次に、他の委員さんから、もう6年も前から言われているが、昆虫館止めると言った時に、止めて、町でやれと言われるのであれば、建て替えてもらいましょうと。そして、町が運営しろと言われるのであれば、しょうではないかという話をしたが、その話もできなかった。ですから、今県が自分の持ち物を引き上げて持って行くという事ですから、仕方ないと思う。町が、運営しますよというのであれば別ですが、町長も、今の財政ではできないと。また、ある委員は、生きた昆虫については、将来的にエコハウスの中にとこのような事は。全然頭のないわけではないわけ。そこで、総務課長が、県の学習課長が来られて話する中で、そういう構想もあるという事も言われた。このエコハウスを計画した当初の構想とは、軌道修正が必要になってくる中で、10月に入ってから昆虫の標本を環境学習に使うという構想を取り組んで行く中で、当初からその段階から生きた昆虫を、持って来る事は難しい。将来的には、テクノの環境自体が、スプリング8と環境を考慮した施設の中で、将来的には、現実になるかどうかは、別として、それも視野には入れてるような言い方はされました。また、ある委員は、船越の昆虫館の事については、貴重な平山コレクションをどうするかという問題と、内海先生の後継者の問題があります。老朽化の問題と3つあると思います。そこで平山コレクションについては、安住の地が求められたという事であります。

また、他の委員さんは、地元へも打診したけれど、今後の事について尋ねても、もうそれは地元でも、できないという事が判明すれば、どなたかできる方がおるかという事になると、今、誰もいないという事になれば、当然縮小せざるを得ない。町がしないという事になればという事でございます。また、ある委員さんは、後継者づくりは、何も難しい事はない。1年経てば覚える。問題は、生きた昆虫を、残すのであれば、その経費は、町が見るのか、県が見るのか、県が残さないと言っているのです、町も無理と言っている。いくら残せと言っても残らない。

また、ある委員さんは、内海先生が長い事かかって、自分で採集した物ありますし、私が、引き取りましょうと、内海先生が自分で管理するというような事も、別に言われないう事なのかという事なかで。内海先生は、船越に生息している昆虫を、あの場所で、船越の生態をそのまま見せるという事に意味があると言われている。

また、ある委員さんは、この船越山に、こういった物があるんですよって事を見せる為に昆虫館がある。それをエコハウスへ持って行ったって意味がないという事だと思う。まだまだ詳細に意見も出しましたが、大まかな意見として報告をいたしました。

意見書案について、採択を取りましたが、賛成少数にて否決となりましたので、報告と

いたします。

なお、詳細な事項について必要があれば、会議録を見ていただければ幸いです。
以上、報告終わります。

議長（西岡 正君） 総務委員長の審査報告は終わりました。

委員長報告について質疑及び討論・採決続けて行いますので、よろしく願いいたします。

本案につきましては、本日即決といたします。

発議第3号、兵庫県昆虫館の存続・充実を求める意見書（案）の提出について、委員長報告に対して質疑に入ります。質疑のある方。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） ただ今、委員長が、委員会の内容について、各議員からの、それぞれの質問内容であるとか、回答であるとか、詳細に報告があったわけなんですけれど、1点、お聞きしたいのは、意見書の中に、5番目に挙げております船越地域の町有地と県昆虫館を活かした自然体験型観光公園建設事業、これは旧町から新町に合併にあたって、合併特例債事業としてやっていくという事が盛り込まれているものなんですけれども、この具体化の為の県に対しては支援をしてくださいという意見なんですけれども、町として、基本的なところですが、いわゆる意思がないという事になれば、支援の方法もないわけなんですけれど、町として、その事については、委員会として審議、現地も見られたという事を、前回の委員会報告、委員長報告で聞いております。その点は、どうだったんでしょうか。お聞きします。

議長（西岡 正君） はい、委員長、敏森正勝君。

総務常任委員長（敏森正勝君） その件については、審議はいたしておりませんが、今後の対応としては、県とそれから町との対応を考えていく状況になろうかと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいでしょうか。はい、他に。

ないようですから、質疑を終結いたします。

これより本案について討論に入ります。

発議第3号、兵庫県昆虫館の存続・充実を求める意見書（案）の提出について、討論はございませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 賛成討論先でよろしいか。

議長（西岡 正君） 反対の方はございませんか。はい、どうぞ。

21 番（鍋島裕文君） 失礼します。佐用町議会として、県昆虫館の存続充実を求める意見書案を議決する事を求めて討論いたします。

県昆虫館は、生きたままの飼育中の昆虫を観察できる事が、この施設の最大の特徴であり、地域唯一の県立文化施設であります。規模は小さくても、屋内屋外施設を備えた本格的な施設であり、現存する日本の昆虫館の中でも、最も古い歴史を持った施設であり、子どもが少なくなった現在でも、年間 7,000 人から 8,000 人が来館し、これまで約 60 万人が利用しています。この施設の役割は、子どもの教育上、重要な役割を持つものであります。近年、全国的には、昆虫に係わる新たな施設を建設し、子ども達の体験学習の場として整備が図られ、命の大切さや豊かな感性を育む為の教育施設として活用されています。施設の廃止は簡単であります。再建は極めて困難な物と言えます。今回、県行革素案、新行革プランにより、廃止されようとしていますが、この素案が出されて、福祉医療などの分野でも、多くの市や町からは是正を求める意見書が出されているところであります。県行革だからと言って、無批判に受けれるのではなく、この間、昆虫館を守り育てる会代表野村智範氏の住民署名が 2,000 筆近くに達している現状を直視する時、地元の町議会として、この住民の声を兵庫県に挙げる事は、議会としての責務である事を指摘し、委員長報告に反対し、原案賛成の討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

ないようですので、これで、本案について、討論を終結いたします。

本案についての採決に入ります。

発議第 3 号、兵庫県昆虫館の存続・充実を求める意見書（案）の提出について、委員長報告は否決であります。したがって、原案について採決をいたします。

発議第 3 号、兵庫県昆虫館の存続・充実を求める意見書（案）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、少数であります。よって本案は否決されました。

日程第 5 . 発議第 5 号 「道路特定財源の定期的な確保に関する意見書（案）」の提出について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 5、発議第 5 号、「道路特定財源の安定的な確保に関する意見書（案）」の提出についてを議題とします。

発議に対する提出者の説明を求めます。19 番、森本和生君。

〔19 番 森本和生君 登壇〕

19 番（森本和生君） ただ今、上程されました道路特別財源の安定的な確保に関する意見書（案）の提出について提案者の提案説明をしていきたいと思っております。

次のページの文章の朗読をもって提案説明とさせていただきますと思っております。

道路特定財源の安定的な確保に関する意見書（案）。道路は、地域の交流・連携を促進するとともに、社会経済の発展や、安全・安心で快適、かつ活力ある地域づくりのために必要不可欠な社会基盤施設である。佐用町では、基幹道路網をはじめ住民生活を支える一般道路も含め、未整備区間が多く残っており、さらに、市街地の渋滞対策、通勤や通学、医

療等の日常生活を支える生活道路の整備、災害時の緊急輸送路の確保、料金引下げ等による高速道路の効率的活用等、地域が直面する課題を解決するため、今後とも「真に必要な道路」の着実な整備を進めていく必要がある。しかるに、国においては「道路歳出を上回る税収は一般財源とする」として、道路特定財源を一般財源化する方向で見直すことを昨年末閣議決定したが、我々地方が「真に必要な道路」を整備・維持していくには、現在の地方の道路特定財源は決して十分なものではない。本町議会では、今までも道路特定財源に加え、多額の一般財源を道路整備に充当してきたが、今後は橋梁、トンネル等既存ストックの老朽化に伴う維持管理費の急増など、厳しい財政状況の中でさらなる負担の増大が懸念されているところである。よって、国においては、年内に作成する「中期計画」に地方が真に必要な道路整備を確実に盛り込み、これが実現のため、道路特定財源の暫定税率を堅持するとともに、地方への配分割合を高め、地方の道路整備に必要な財源が安定的かつ十分に確保されるよう要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を各方面に提出するものである。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（西岡 正君） 発議に対する提出者の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これより発議に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） はい、ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、発議第 5 号について討論に入りますが、ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 発議第 5 号、道路特定財源の安定的な確保に関する意見書に対する反対討論を行ないます。国の道路政策は、全国総合開発計画や公共投資基本計画、高速道路整備計画など始めに建設ありきのやり方は、特定財源の税収が増えれば、無駄な道路を余分につくるという無駄使いの恩賞となってきました。道路特定財源を充てて返済していた本四架橋の債務処理が終了した為、07 年度は大幅な余剰が生じました。にも係わらず道路財源は余らせないという方針であります。政府は、建て前では、真に必要な道路を整備するとしています。しかし、これまでの実績が決して無駄がなくなる事を証明していません。07 年度予算で、道路特定財源約 3 兆 4,000 億円の用途の内訳は、道路整備費等が 2 兆 800 億円。一方地方道路整備臨時交付金は、7,099 億円です。道路整備の多くが高規格道路に使われており兵庫県内の計画でも、この先、播磨臨界道路・新名神道路・東播磨南北道路などに重点的に実施されようとしています。東播磨南北道路は、加古川から北へ 6 キロの 1 期分だけで 666 億円掛かります。1 キロ当たり 110 億円もの事業費であります。政府は、公共事業の重点化、効率化の名目で生活道路の予算を削る一方、大都市圏、自動車専用道路など大規模事業に配分を集中しています。本当に必要な道路は、一般財源を充てて推進すべきであります。道路特定財源は、確保ではなく、一般財源化して急を要する国民生活の為の財源とすべきである事を指摘して反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議について採決に入ります。ただ今、議題となっております、発議第5号、「道路特定財源の安定的な確保に関する意見書(案)」の提出についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第91号 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第6に入ります。議案第91号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第91号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

この度の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、育児短時間勤務制度が新設されることによる改正であります。主な改正は、育児短時間勤務職員の一週間当たりの勤務時間や週休日及び勤務時間の割り振りについて規定し、正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合を公務の運用に著しい支障がある場合と限定したことや、年次休暇の付与日数を規定したことでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、即決といたします。

議案第91号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑に入りますが、質疑ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 現在、この条例に基づいて対象となる職員は何名いますか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） この対象となる職員でございますけれども、一応扶養手当等の支給職員の中で調査をいたしております。その中で、現在では 53 名の職員が対象となります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） その 53 名は、男女とも合計して 53 名という事ですか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） はい、そうでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ええっとまあ、育児短時間勤務制度の導入という事で、対象者分かったんですけども、この育児休業制度そのもの、まあ次の条例との関係ありますけれども、併せて聞いておきますけれども、現在育児休業を適用されてる職員ですね、どういう実態になっているのか、その内訳含めてお願いします。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） ただ今、育児休業を取っております職員は 6 名でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21 番（鍋島裕文君） 内訳。

議長（西岡 正君） はい、他に。

21 番（鍋島裕文君） 男か女の内訳。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 全て女性でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21 番（鍋島裕文君） 分かりました。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） もう 1 点、お聞きしたいんですが、これを見ると、時間を希望して、こう働けるという事になるわけですが、その中でですね、例えば、子どもを保育園に、まあ、家の人が見てくれてもいいわけですが、保育園などに預けていても、それが適用されますか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） それは、適用されません。あくまでも、その親と言うんですか、その方の理由によって、この制度が適用されるものでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。
ないようですから、質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので、討論を終結いたします。
議案第 91 号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 . 議案第 92 号 佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 7 に入ります。議案第 92 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 92 号、佐用町職

員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

この度の改正は、先の議案第 91 号と同様に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行により育児を行なう職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、職員が職務を完全に離れることなく仕事と育児の両立が可能となるよう、これまでの育児休業制度に加え、小学校就業に達するまでの期間、育児のための短時間勤務制度が導入されることによる改正であります。改正の概要は、育児休業関係では、見出し、文書の修正、再度の育児休業をとることができる特別の事情の追加、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する規定の改正、育児短時間勤務関係では育児短時間勤務制度及びその制度導入に関する規定の追加等また育児のための部分休業関係では、見出し、文書の修正、部分休業をしている職員の給与の取り扱い規定の追加、部分休業の承認要件の緩和規定の整備等でございます。

ご承認をいただきますようお願いをいたしまして提案説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

議案第 92 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

議案第 92 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 . 議案第 93 号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 8、議案第 93 号、佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 93 号、佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案説明のご説明を申し上げます。

この度の改正は、報酬審議会の答申に基づき議員の報酬額を平成 20 年 4 月から議長 36 万 2,000 円。副議長 27 万 2,000 円。議会運営委員長及び常任委員長 26 万 2,000 円。議員 25 万円に、それぞれ増額改定し、並びに期末手当の支給割合を人事院勧告により職員の勤務手当の改正に準じ、0.05 ヶ月引き上げようとするものであります。なお、附則において平成 19 年 12 月に支給する期末手当については、特例措置等を設けております。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案についても、本日即決といたします。

議案第 93 号、佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑に入りますが、質疑ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、質問いたします。

この経過がですね、2 月 15 日 1 回答申が出て、再度この 11 月に答申が出ているという経過であります。で、伺いたいのは、2 月 15 日の答申というのは、これは議員の報酬引上げについては、定数の削減効果により、その効果を生み出せというのが 2 月 15 日の答申であります。この事が、いいか悪いかは別としてもね、少なくとも 2 月 15 日に、そういう答申が出て、その 9 ヶ月後にね、再度諮問すると。実際は、8 ヶ月後ですか。諮問するという経過を出ております。ですから、まず 2 月 15 日の答申が、今の現状のいい悪いは別ですよ。今の現状の 22 の定数ではね、これは上げれないんだと。報酬は。いう事を受けながら、再度 10 月に報酬の引き上げの諮問をするという、これが、なぜ、こんな事を行われたかという点を少し詳しく聞きたいと思うんですけども。まず、町長は、その 2 月 15 日の答申、当然知っていて、この経過を受けてね、9 月に、10 月に、再度諮問するようになった理由ですね、それはなぜなのか。この辺りから伺いたいと思います。

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 前回の、諮問の中で、審議委員の皆さん方からの答申でですね、やはり、議会における定数等も含めた削減についても、努力して欲しいという、そういう事が、答申ありました。それによって、据え置きという結論が出されております。その後、議会におきまして議員定数も削減が予定、削減をするという事で、決定をされて、その効果は、約年間 1,000 万円ぐらいの報酬等の削減となります。それと同時に 18 年度途中でありますから、実際合併後のですね、財政状況、こういうところが、非常に不透明なところがありました。そういう中で、今回 18 年度の決算を認定いただきましたようにですね、財政状況におきましても、何とか、いろいろな努力によりまして、県下の中におきましても、財政指数状況、まあ平均的なより、以上の財政状況を何とか達成しているという中でですね、今回改めて答申を行なった。諮問を行なったという事でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） まあ、その点、正確に知っておきたいのだが、2月15日の答申というのはね、削減さえしたらいいというふうには読めないですよ。削減により、その効果を生み出すという事は、実質問題、その削減がね、財政的に影響を与える、そういう事を指しているというふうに、この答申は読めるんですね。つまり、実際問題として、この任期中に削減するとしたら、次の選挙以降にね、その効果は出て来るわけですから、となると、この10月にね、再度諮問する事は、ひとつおかしいというふうに思うんで、この辺りを正確に聞きたい。そしたら併せて聞きますけども、財政が好転したと言うけどね、これ2月の15日に答申が出ておるんですよ。で、2月15日は、どんな時期か言いますと、この平成18年度予算がね、最初は、財調を10億円崩すような厳しい予算だったと、ずっとやって来たんだけど、実際問題は、地方交付税の増とですね、合併補助金も含めてですけども、そういう増収によってね、もう2月段階では、財調に10億円の基金を返したり、新たに積み増しできるというような目処の立ってる時期ですよ。そういう時期で、現に、この18年度の実質公債比率の14.9ですね。今この18年度決算によって、19年度の実質公債比率の比率というのは、むしろ悪いんですよ。16.1ですから。そういう事からすれば、財政が好転したというのは、これは、ちょっと理由にならない。時期的にね。答申が出た時期としては。それは言えないんじゃないかというふうに思うんです。それで、伺いたいんだけど、そういう事由にならない事で諮問するというのは、これは合点がいかない。それ、その辺りの正確な事由を明らかにしていただきたいという事と。それと議会から要請があったのかどうかね。私たちは、何も聞いてませんが。その辺りも明確に答えていただきたい。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 定数の削減による効果という物を期待すると。これは、私は、先ほど言いましたように、定数が減らされても、年間1,000万というね額、それが財政に大きな影響があるという事ではありません。これは、やっぱり全体に対してですね、削減も求めて、その佐用町のいろんな財政の運用の中で、全てについて削減を努力しなきゃいけないと、そういう1つの大きな議会としても、そういう努力をさせていただいているというメッセージではないかというふうに思います。ですから、そういう意味で、今回定数が削減されたという事がね、そういう事が、議会側からとしても示されてきているという点は、これは新たな状況が生まれたという事で、審議委員さんの方にも、そういう諮問を行なっております。それから、決して財政が好転したというふうには捉えておりません。先ほどお話ししましたように、18年度合併当初にですね、非常に不透明で、どういう状況になっていくかという事が見極めがつかないという中で、未だ決算も行なっていないなかです。確かに、18年度の、18年の2月、昨年ですね、昨年度ですね、に於いてそういう交付税等も決定して、ある程度基金の取り崩しも行なわなくて済むだろうという状況には、当然、状況にあったという事は確かなんですけども、しかし実際に、それが全て決算を行なっておりますね、どういう状況になっていくかという事については、未だ十分に、その審議委員さん等に説明ができるような段階じゃありません。しかし、まあ、今回決して好転してないんですけども、そういう、これからの財政について、ある程度の、この見通しが安定した形での見通しが立って来たという事での諮問を行ったという事でありませう。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 結局、なぜ諮問したかという事についてね、ちょっと、説明が、私は、弱いと思いますね。強かに議会の方から要請があったという事じゃないのかと聞いておるんですけども、そのあたりを明確にさせていただきたい。それが1点。それから、この審議会のあり方について、町長に見解を伺いたいんですが、大体議員定数を減らして財源を作れとか、それから、この11月の答申を見て見ますとね、更なる議員定数を削減してというような内容の答申になっとんですね。私は、むしろね、この審議会としての見識をね、疑わざるを得ないというふうに思うんですよ。と言うのは、それは財政的には、議員が減れば減る程ね、支出は少なくなるという事は、誰でも分かる事です。しかしね、少なくとも、特別職や議員の審議会の委員であれば、議会の機能とは何なのか、議会の仕事とは何なのかという事をね、やっぱり理解した方が審議委員になっていただかないと、私は、正確なね、判断はされないんじゃないかというふうに思うんですね。ただ、財政的な観点から更なる削減、削減という事では、これは、見識を疑わざるを得ない。本来なら、そういった実態が分かっているとすれば、そういう議会としての機能や何やら分かっている審議会であればね、財政的な観点では、こうだが、しかし、議会としての機能の弱体化は困るとかね、それから、やっぱり、議会がきちっと仕事をさせるという、これは、当然、その定数は確保されなきゃならないとか、そういった文言が入るべきなんです。審議会答申としては。そういった点では、そういった点がほとんど触れられてないという事であればね、この審議会の審議のあり方というのが、また審議委員の方々というのはね、見識にかけるんじゃないかと、そのように思うんですけども、そのあたりの2点、質問いたします。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 前回18年度末にですね、答申をいただいた中で、その段階においては、改定は行なわないという事で、必要ないという事で、答申をいただきました。その中でですね、皆さんにも説明させていただきましたように、今後の答申の中にあつたような審議委員からの意見等が、今後状況が、意見のような形でですね、状況が変わって来れば、これは改めて、また審議会を開催するという事もお話をさせていただいたと思っております。ですから、まあ、今回4月に定数が、3月ですか、の条例が可決、その後されて、次の回から定数が20人にされるという事が、生まれたと同時に、先ほど言いましたように、決算の状況の中を見てですね、一応当面の財政危機的な事については、何とか避けられるというんじゃないかというような状況が生まれたという事で、答申、諮問を再度行なったという経過であります。ですから、この諮問を行なうという事については、決して、新たな、改めて、例えば議会等から、強く要請されてという事でなくって、前回の答申をいただいた、その経過の中で、今回、そういう事も状況が変われば行うという事の既定の考え方の中で行なったという事ですので、ご理解いただきたいと思っております。それから、審議委員さんの見識を疑うと言われますけれども、私は、それぞれ各団体なりの、それぞれの長を務められる責任者である方々に、お願いをしております。その方々は、充分見識を持って審議をいただいているというふうに思っておりますので、その方の個人の見識を、どうのこうのと言われる事自体は、これは少し言い過ぎではないかなというふうに思います。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。
よろしいですか。

14 番（矢内作夫君） はい。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 今回の 11 月の答申の中身の中です、議員の削減 2 名で、1,000 万円の削減の効果が見られるというところがあるんですけど、今回の提案は、その議員の定数が減らされるのは、次回の選挙の平成 22 年 4 月以降ですから、今回の提案では、むしろ減員されない現状の中で、引き上げになりますので、減額どころではなくて増額になりますよね。その点で、お伺いしたいんですけど、年間の増額というのは、今回の提案によるといくらになりますか。具体的な金額をお示してください。それと、今回の、この提案の額なんですけれども、県議長会で、いわゆる基準を設けているようですが、それから見て引き上げなければならないという理由は、何なのか、その 2 点お願いします。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） それでは、金額の方、私の方から回答させていただきます。この度の引き上げで、年間約 580 万の増となります。

議長（西岡 正君） はい、町長ですか。もう 1 点、お願いします。

町長（庵逄典章君） 引き上げなければならないじゃなくって、私は、答申した、諮問をした結果ですね、こう改定する必要が、すべきだという答申をいただいた中で提案をさしただいております。それを決定して、審議していただいて決定していただくのは、議員の皆さん方でございます。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） その諮問された基準ですけど、そのいわゆる、県議長会から、町長歳費ですか、町長の報酬に対して約 3 割という、そういう基準があるようなんですけど、それからすると、現状でも、佐用町の議員の報酬は、それを満たしているというふうに数字的にあるんです。ですから、あえて、この度、そういう諮問をされなければならないかという理由についてどうなのか伺っているんです。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 県議長会の、その一応指標ですか、そういう物は、ある程度、標準的に、こうあるべきだろうという事を、議長会の方で、そういう話がされてるという事だと思いますけども、決して、それが条例的に、規定をきちっと規定をされた物でも何もありません。そこは、その町の、それぞれの状況によってですね、協議されて、そこで判断される物だという事ですので、町長の報酬額の何ぼがいくらだったというような事で、きちっと規定をされているものではありませんので、そういう事は、私は、あまり意味がないというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18番（平岡きぬゑ君） それですね、この度の議員報酬引き上げ提案に対して町民の声としてですね、具体的に聞いております。今ガソリンの値上げとか、それから、これから今日も寒かったですけど、冬に使う灯油の引き上げとか、いわゆる生活必需品に当たる物がドンドン値上げされて大変な時だけに、この議員が自分達でお手盛りですね、いわゆる引き上げは、これは、もう許せないという、厳しい声があります。それと、町長自身、その合併後、様々な場所に出向いて行って、機会ある毎に町民に対しては、お金が無いから、合併後大変だからと、そういう事を説明されて来ています。で、こういう事に対してですね、充分、町民に対してね、理解、前回の報酬審議会答申、2月の答申では、町民の理解を得る事は、非常に困難であるというふうになっていた物が、今回提案するのに当たって、その点、町民の理解を得られる状況になったと、町長自身が判断された、その点は、いかがな物か、その点、回答願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 当然、今の状況ですね、佐用町だけでなく、日本全国自治体、非常にまあ、いろんな課題がある中で、厳しい状況だという事は、皆さんにもお伝えをし、できるだけ効率的な運営を、または無駄を省いてですね、しかし、必要な事は、やはり何とか取り組んで行く、行っていくという事で、今町民の皆さん方に対して、できるだけ行政サービスやいろんな事業については取り組んでおります。だから、そういう中であってね、全く、何もできない中で、この議員報酬だけを改定すると必要があるとか、答申を、議案を提案させていただいたんじゃないんですね、そういう総合的に判断した中で、審議会においても、この妥当な金額という形で答申をいただいたという物を、私は、答申を受けて、提案をさせていただいているところであります。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 2月の答申では、今回、議員だけの引き上げの条例ですけれども、2月の答申では、町長等にあっては、特別な状況の中で自らの判断により減額されていますが、議員同様、平成16年4月の現在の額に戻す事は妥当であると。今回、町長の提案を、その引き上げについては、提案されていないという事なんですけれども、それは、2月の答申を受けて、また今度、10月答申出ましたけれども、町長の増額については、どうしてお考えでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 今回の答申は、議員の皆さんの報酬のみについて審議をいただいて、そして答申をいただいております。他の特別職については、審議をいただいておりますし、前は、そのような答申をいただきましたけれども、それは、前回の状況の中での答申であって、更に、その他の私たち含めた特別職の報酬について、改定しようとするという事であれば、当然、今の段階においての審議をいただいた中で、また改めて、そういう答申をいただかなきゃいけないという事になります。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） ですから、改めて、この10月に、その答申が出ておるわけですから、4月、議員と一緒に町長も、そういうふうな提案されると思うんですけれども、なぜ、議員だけかという質問なんです。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） ですから、私は、今の段階においてね、私含めた、こうした常勤の一般特別職の改定、増額を、改定を行なうという、そういうつもりは、今のところありませんので、諮問も行なっておりません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ええっと、ちょっと、あの、町長答弁で、誤解受けたらあかんのんでね、ちょっと確認しておきたいんですけども、審議会委員の見識の問題なんですけども、私は、全てに亘ってね、見識がないというふうにとられたら、これは非常に困るわけですね。私、言ってるのは、こういう議員の報酬の答申をする際にね、まあ更なる削減という事も、今回出てますけども、こういう議員定数の問題を審議会として議論するんだったら、当然の事ながら、議会としての機能のね、そういった問題も含めて、やっぱり答申の中に入れるべきだと。つまり、ただ減らすだけではない。議会としての機能の弱体化はなってはならないとかね、そういった事も、当然、答申の中にも含めるのが、これは形式じゃないかというふうに聞いておるわけで、町長自身どうですか。その議会としての機能問題も、やっぱり触れるのは、適切だというふうに思いませんか。答申として。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） それは、もう、触れる触れないは別にして、当然、議会の機能として当然の事だと思っておりますから、その事は、全ての前提としてあるというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

はい、他に。

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

本案についても、本日。

質疑は終結しましたので、討論に入ります。討論ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 議案第 93 号、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例改正に対して反対の討論を行ないます。

今年 2 月の報酬審議会答申は、議員報酬の引き上げは住民の理解を得る事は、非常に困難であるといいたしました。その後、3 月議会で、十分な議論もせず、議員定数を 2 削減しました。議員定数という住民の意思の適正な反映をする重要な問題を住民の意見も聞かず、十分な議論もせず、議会が数の力で議決するという暴挙を行なった事に町民からは、議会の自殺行為だとの批判が出ています。更に、この暴挙が、議員報酬引き上げの為にされたという点でも、二重に問題です。2 月の報酬審議会答申の立場に立つならば、議員報酬引き上げは、平成 22 年 4 月以降から実施するべきものではないですか。いずれにしても、町民に説明がつかない提案と言えます。また、一方で町民生活は、ガソリンの値上げなど、生活必需品の値上げ、医療改悪など一層厳しい物になっています。この実態を見ない、住民無視の議員報酬引き上げは、行なうべきではありません。最後に引き上げに必要な財源は、自治体の第一の仕事である町民福祉の為に使うべき事を述べて反対討論とします。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないですか。

それでは、これをもって、討論を終結いたします。

議案第 93 号、佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 . 議案第 94 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第9に入ります。議案第94号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

町長（庵逄典章君） 常勤のものでですね。

議長（西岡 正君） ええ、そうですね。はい、そうです。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程いただきました議案第94号「佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この度の改正は、人事院勧告に基づき職員の勤勉手当の引き上げに準じ、常勤特別職の期末手当の支給割合を0.05ヶ月引き上げようとするものであります。なお、附則において、平成19年12月に支給する期末手当については、特例措置等を設けております。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

議案第94号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） じゃあ、これ確認しておきたいんですけども、期末手当の100分の5ヶ月増という改正になってます。これで、特別職の年収ね、100分の5ヶ月増ですから、年収はいくらアップになるのかという事ですね。それが1点。それから、2点目に、町職員の場合は、人勧等ですね、法的根拠をもって引き上げられますけれども、これは従来どおりの職員が上がるから、慣例としてね、給与条例が変わるという事で、合わせるといふ、この慣例でもって引き上げをされるのかどうか、この2点を伺います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。総務課長。

総務課長（達見一夫君） すいません、ちょっと、今の、そのあの、増額の分は、ちょっと、詳細については、手元にございませんで、まあ後から報告させていただきます。それと、特別職につきましても、職員同様に0.05ヶ月引き上げるものでございます。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　これまで、引き下げる時にも同じように引き下げて行くと。まあ、上がる時には上げるという、1つの人事院勧告に基づいた中で、その、やっぱり取り扱いをして来ているという事に準じただけであります。

議長（西岡 正君）　　はい、他に。
ないようですので、これで、本案に対する質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論に入ります。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君）　　ないようですので、討論を終結いたします。
議案第 94 号、佐用町特別職の職員で非常勤のもの、失礼。常勤のもの、給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君）　　挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 10．議案第 95 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君）　　続いて、日程第 10 に移ります。議案第 95 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）　　それでは、ただ今、上程いただきました議案第 95 号「佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この度の改正は、議案第 91 号・第 92 号と同様に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行による「育児短時間勤務職員」・「任期付短時間勤務職員」に係る給料月額等に関する条項の追加等並びに人事院勧告により、職員が扶養する者 1 人につき 500 円の扶養手当の増額、行政職給料表及び消防職給料表の 1 級から 3 級の一部の号給等の増額改定及び勤勉手当の支給割合を 0.05 ヶ月引き上げようとするものであります。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（西岡 正君）　　提案に対する当局の説明は終わりました。
本案につきましても、本日即決といたします。
議案第 95 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑に入りますが、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 95 号の、今回 32 条から 62 条略、その下の 63 条ですけど、寒冷地手当の支給日というのが、現行から改正案では、削除になりましたが、この点について、その現状、寒冷地手当の支給についてですけど、まあ今回の条例改正で以後は、無くなるという事は理解できますが、現況はどのようになっているのか、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 現状においても、支給をいたしておりません。当地域は、寒冷地手当の支給対象地域ではありません。と言う事で、本来ならば、もっと前に削除しなければならなかったんですけども、抜けておりましたので、今回ここで削除させていただいております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 寒冷地手当の、その法改正が以前にもあったんでしょうか。そのずっと以前はですね、ずっと以前言うたらあれですが、何年から止めたんですか。寒冷地手当支給がね、以前はあったんですけど、それから、こっちに法改正があって、今回残っているのを削除したという意味なんですか。ちょっと、もう一度お願いします。

議長（西岡 正君） 総務課長。

総務課長（達見一夫君） ちょっと、調査をさせていただきますか。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

他に。

ないようですので、質疑を終結します。

これで本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

議案第 95 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで暫く休憩したいと思います。再開を 11 時 45 分といたします。

午前 11 時 26 分 休憩

午前 11 時 45 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、再開をいたします。
続いて、日程第 11 に入ります。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） すいません、さっき残っておった分の、すみません。

議長（西岡 正君） はい、総務課長どうぞ。

総務課長（達見一夫君） 鍋島議員と平岡議員の 2 名の方の答弁が残っておりましたのでお答えさせていただきます。

鍋島議員の関係なんですけども、今回、ここで特別職の増額の金額なんですけれども、町長、副町長、教育長合わせまして、10 万 7,000 円でございます。それから寒冷地手当につきましては、旧の町で、三河と石井の方が支給されておったんですけれども、17 年度をもちまして改正によって終わっております。18 年度からは支給なしという事で、その地域が、もう対象地域でなくなったという事でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

日程第 11 . 議案第 96 号 佐用町受益者負担の適正化及び類似施設の使用料の均衡を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

議長（西岡 正君） それでは、続いて、日程第 11 に入ります。議案第 96 号、佐用町受益者負担の適正化及び類似施設の使用料の均衡を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 96 号「佐用町受益者負担の適正化及び類似施設の使用料の均衡を図るための関係条例の整備に関する条例制定」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の制定は、合併して安定的、継続的な行財政の運営を行う必要があり、旧 4 町においてまちまちでありました類似公共施設の使用料をできるだけ統一し、また施設の維持管理のために利用者にも一定の「受益者負担」をいただくとともに、併せて施設の有効利用も図れるように考慮しながら、各施設それぞれで条例の一部改正をするのでなく、関係する施設の使用料を一括で改正するために、本条例を制定しようとするものでございます。

ご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

だきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 96 号につきましては、12 月 25 日の本会議を予定をいたしておりますので、議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

日程第 12 . 議案第 97 号 佐用町長谷地域交流センター条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 12、議案第 97 号、佐用町長谷地域交流センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 97 号、佐用町長谷地域交流センター条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

既に、佐用町議会におきまして、佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例の制定について議決をいただいておりますが、この度、佐用町長谷地域交流センターの管理を指定管理者制度に改正するにあたり、佐用町長谷地域交流センター条例の規定整備を行うものであります。今回の条例改正は、第 1 点目「管理の委託等の文言」を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により町長が指定する「指定管理者」に管理運営を行なわせることができる文言規定、指定管理者が行なう管理の基準規定、指定管理者が行う業務の範囲規定の整理。第 2 点目は、「使用料」を「利用料」に読み替えることができる規定の整理であります。なお、使用料の改正につきましては、今回、議案第 96 号「佐用町受益者負担の適正化及び類似施設の使用料の均衡を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について」の使用料改正と同様の取り扱い基準で改正を行なっております。第 3 点目は、この条例は、平成 20 年 1 月 1 日から施行することに伴い、経過措置として、改正前の佐用町長谷交流センター条例の規定により、使用の許可を受けたものは、改正後の佐用町長谷地域交流センター条例の規定により使用の許可を受けたものとみなすという事といたしております。今後、来年 3 月に指定管理者を指定し、同年 4 月に協定書を締結することといたしております。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

議案第 97 号、佐用町長谷地域交流センター条例の一部を改正する条例について、質疑に入ります。質疑ございますか。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） 矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） これ質疑じゃないんですけどね。料金が書いてある一番最後から 2 ページ目かな、3 ページ目かな、現行のんと改正案ありますね、この一番真ん中どこかに前日使用言うて書いてあるんが、前の日いうて書いてあるんやけど、これ間違いじゃないんか思うんですけどな。

まあ、これ廃止される分じゃさかいどがいでもええんやけど。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 申し訳ございません。全体の全です。ご訂正お願いします。

議長（西岡 正君） それでは、よろしいですね。他に。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

議案第 97 号、佐用町長谷地域交流センター条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 . 議案第 98 号 平成 19 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについて

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 13、議案第 98 号、平成 19 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 98 号、平成 19 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについて、提案のご説明を申し上げます。

この積立金の取り崩しについては、本年度も実施いたしました薬剤防除の散布に対して補助を行なうもので、交付対象者は 1,979 名。金額は、187 万 9,391 円で、その内連合会請求分を除いた 86 万 8,391 円を取り崩したいので、農業共済条例第 131 条第 4 項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。交付時期は、平成 20 年 1 月 25 日頃を

予定といたしております。

ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

議案第 98 号、平成 19 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについての質疑に入りますが、ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 該当する面積はどれぐらいかという事と、それから、今までは、と言うか、ずっと以前は、どれぐらい使いますかという申し込みを聞きに来られたような気がするんですが、今は、どういう取り扱いで、このアール当たりと言うか、苗箱でよくいわれるんですけども、その金額の決め方ですね、申請の仕方はどうなっていますか。

議長（西岡 正君） はい、課長。

農業共済課長（田村章憲君） 対象面積は、7 万 5,155.8 アールでございます。そして、前は、個人毎に出ておったんですが、今は、農会 1 本で農会長宛てに補助金をおろすという事になってますので、農会長で対応させていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 金額が、ちょっとはつきり覚えていないんですが、値上げになったという事を聞いているんですが、その辺は、どうですか。どうなっていますか。

議長（西岡 正君） はい、農業共済課長。

農業共済課長（田村章憲君） 現在、反当 250 円でございます。前は、400 円ぐらい出して、値下げになっておると思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

他に。ありませんか。

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

議案第 98 号、平成 19 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについて、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 . 議案第 99 号 佐用町農作物共済無事戻し金及び集落営農等推進費奨励金の交付について

議長（西岡 正君） 日程第 14 に入ります。議案第 99 号、佐用町農作物共済無事戻し金及び集落営農等推進費奨励金の交付についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 99 号、佐用町農作物共済無事戻し金及び集落営農推進費奨励金の交付について提案の説明を申し上げます。

今回の無事戻し金及び集落営農等推進費奨励金の交付対象年度は、平成 16 年度から平成 18 年度までの 3 年間で、この間に共済金の払い戻しを受けなかった場合等に、掛金の 2 分の 1 を限度として交付するものであります。無事戻し金の麦は、対象者 8 名で、金額は 6,910 円。水稻は、対象者 1,365 名で、金額は 124 万 7,467 円を。また集落営農等推進費奨励金の麦は対象者 1 組合で、金額は 9 万 4,941 円。水稻では 3 組合で、金額は、2 万 8,571 円を、それぞれ交付するものでございます。交付の時期は、平成 20 年の 1 月 25 日頃を予定をしておりますので、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます提案の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案についても、本日即決いたします。

議案第 99 号、佐用町農作物共済無事戻し金及び集落営農等推進費奨励金の交付についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより本案に対する採決に移ります。

議案第 99 号、佐用町農作物共済無事戻し金及び集落営農等推進費奨励金の交付について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 . 議案第 100 号 町営土地改良事業の実施について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 15 に入ります。議案第 100 号、町営土地改良事業の実施についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 100 号、町営土地改良事業の実施について提案のご説明を申し上げます。

この計画は、平成 16 年に福澤地区水利組合から、大塚池が提体全体にわたり老朽化が著しく、浸食による陥没や提体からの漏水が激しくなっているため、また決壊した場合は、下流集落、農地に及ぼす被害は膨大なものが予想されるために、改修の要望があり、県土地改良事務所と協議調整を行なってまいりました。土地改良事業による、このため池整備事業は、平成 20 年度において総事業費 5,555 万円で事業費の 55 パーセントが国県の補助、地元負担金は 5 パーセントとなり、ため池のかんがい面積は 2.4 ヘクタールです。土地改良法第 96 条の 2 第 2 項の規定に基づき議会の議決を得て申請事務を行なうものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

議案第 100 号、町営土地改良事業の実施についての質疑に入りますが、ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） まず 1 点、一番気になる事は、地元負担金がいくらになるのかという事と。それから、地図に池の図面とか付近の図面が、地図がですからあるわけですが、ここにも緑色と赤色で土取場と土捨場の事が書いてるんですが、この関係をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

町長（庵逄典章君） 地元負担は 5 パーセントというふうに、今提案説明をさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） ちょっと言葉が足りませんでした。1戸当たりの負担金はどれくらいになりますか。除く分があると思うので。その辺は、分かりますか。

議長（西岡 正君） それでは、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 地元負担は5パーセントですけども、水利組合のですね、関係者は14名でございますので、それで、お願いしたいと思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 5,500万の5パーセントを14にという事ですね。はい、分かりました。で、それで、その土の土取場と土捨場のことですけども、その辺は、どの土を、どう捨てて、取って来る土は、どこに使うかという事をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 堤体ですね土に鋼土として使うわけなんですけども、今ある堰堤の土はですね、残土処理として一応処分するという計画で地元と協議させていただいております。位置図にはですね、土取場が左側の赤い、ピンク色言うんですか、それと捨場の方は、右側の池の近くですね、そこに残土処理として、そこに置かしてもらおうという事の計画でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） それではですね、この土の件なんですけども、現地に来られた町の職員もおられたそうですが、県の方から来て、地元の方も何人が一緒に立ち会いというか、一緒に来てくれという事で行かれた方の話ですと、その土が、その池と異なっているので、どうしようかという話があったらしくて、その土に、その大塚池の、その池の地質というか、土壌、土質、そういった物に合うのは、小野市の方によく似た土があるという事だったんですが、だったそうなんです、その小野市の方から断られたいう事なんです、この辺りに、そういうのが合わないと言われながら、大撫山の、そしたら、この土取場になってる部分の土は、やはり同じような土なのかどうか、その辺をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 具体的な内容は、ちょっと分かりませんが、この土がですね、堰堤に合うかどうかの議論は、また調査設計において決定していくわけですので、現時点では、こういった土が、今のところでは、いけるだろうというような土地改良とですね、調査の段階では、こういうような計画になっております。最終的には、実施の段階で決定していくわけですので、できれば、近くに、そういった土があればですね、それを利用させてもらいたいというふうに思います。

議長（西岡 正君） 他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと待ってください。他にありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 大塚池のですね、面積と何立米ぐらい、これ保水できるのかな。

農林振興課長（大久保八郎君） えっ。

4 番（岡本義次君） 面積、大塚池のね、大きさと、それから何立米ぐらい水が蓄える事ができるんかと。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） ちょっと、資料がございませんので、ちょっと分らないんですが、この計画書にですね、大体概要計画も入っておりますので、その中で、見ていただいたらと思いますが、その内容については、ちょっとまた、後で調べさせていただいて報告させてもらいたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） それと、一番心配されているのが、やはり危険区域がどのあたりまでなるんだろうという事も心配されております。地図に大体書かれてはおりますが、そういった事も含めて、その地域の方への説明また周知は、いつ頃されるのでしょうか。要望しただけで、その後、あまり詳しい説明もないままに、こないだまで来てしまったという事を近所の方が、現地の方が言われるんですけども、周知方法とか、また、その結局、説明ですね、それをいつされるのか、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 提案させていただいておりますので、議会の承認を得た後です。ね、土地改良の県の方に申請事務を、これから進める事になります。その状況において、また集落等ですね、説明も行ないたいというように思います。位置図見ていただいたら分かりますように、赤で書いてある所は、危険、決壊した場合ですね、危険区域やというふうに見ていただいたらというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他にございますか。

〔山本君「しょうもない事ですけどいいですか」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） ほんまにしょうもない事やけど、1章でね、しかし近年水利組合の普段の維持管理の努力にも拘わらずとあるけど、この普段言うて、普通の普段じゃのうて、維持管理の努力をたたない意味の不断言うん違うんかなと思うたりするんやけど。だから、字が違うん、違うかなと思うたりするんやけど。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） はい、分かりました。これから申請させていただきますので、内容も修正させていただきます。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

議案第100号、町営土地改良事業の実施について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで昼の休憩に入りたいと思います。午後1時10分まで休憩をいたします。よろしくをお願いします。

午後00時06分 休憩

午後01時10分 再開

議長（西岡 正君）

休憩を解き再開をいたします。

日程第 16 . 日程第 17 ないし日程第 28 について

- 日程第 17 . 議案第 101 号 平成 19 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 18 . 議案第 102 号 平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 19 . 議案第 103 号 平成 19 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 20 . 議案第 104 号 平成 19 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 21 . 議案第 105 号 平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 22 . 議案第 106 号 平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 23 . 議案第 107 号 平成 19 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 24 . 議案第 108 号 平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 25 . 議案第 109 号 平成 19 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 26 . 議案第 110 号 平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 27 . 議案第 111 号 平成 19 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 28 . 議案第 112 号 平成 19 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 16 に入ります。日程第 17 ないし日程第 28 については一括議題といたします。

議案第 101 号、平成 19 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 102 号、平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 103 号、平成 19 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 104 号、平成 19 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 105 号、平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 106 号、平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 107 号、平成 19 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 108 号、平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 109 号、平成 19 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 110 号、平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 111 号、平成 19 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 112 号、平成 19 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただ今、上程いただきました議案第 101 号ないし第 112 号議案までの平成 19 年度一般会計並びに各特別会計補正予算につきまして提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 101 号、佐用町一般会計補正予算第 3 号でございますが、今回、既定の歳入歳出予算の総額に 1 億 4,492 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 130 億 4,593 万 9,000 円に改めております。歳入内訳の主なものでございますが、町税で町民税の法人税割り、固定資産税で 5,784 万 4,000 円を増額、地方交付税は 3 億 2,110 万 9,000 円増額、分担金の総務費分担金、情報通信基盤整備事業費分担金 540 万円増額、中山間地域総合整備事業分担金は、事業量及び負担率等に伴いまして減額をいたしております。国庫支出金の地域情報通信基盤整備推進交付金は、交付決定により 1 億 553 万円を増額、県支出金の農林水産業費補助金で、中山間地域総合整備事業補助金は、農道舗装増加により 403 万 7,000 円増額また水田営農元気アップ事業費補助金は、福沢・才金営農機械補助金、徴税費委託金は実績見込によりまして減額をいたしております。寄附金は、補助金増嵩などにより減額。繰入金は、財政調整基金繰入金を 3 億 8,700 万円減額いたしております。諸収入の延滞金は、実績見込により 400 万円増額、公団造林受託事業収入は事業費の増加に伴い 850 万円増額、雑入の物件移転補償費は、国道 373 号線改良に伴う、平福街路灯移転補償費でございます。町債の情報通信基盤整備事業債は、実績見込により 870 万円減額、借り換えは、平成 19 年度から平成 21 年度までの臨時特例措置として、平成 4 年 5 月までの財政融資資金・簡保資金、公営企業金融公庫の貸付のうち金利 5 パーセント以上のものの一部について、市町村の合併の状況、財政力、実質公債費比率又は企業債元利償還費比率等に応じ、地方財政の健全化による将来的な住民負担を軽減するため 3,374 万 4,000 円を借換えするものでございます。

次に、歳出でございますが、各款の人件費関係は、人事院勧告に基づきまして、人件費の整理、また消防設備保守管理委託料につきましては、入札減によりまして整理いたしております。それでは、主なものにつきまして申し上げます。

議会費は、人件費の整理で 1,131 万円減額。総務費関係では、合併体制整備事業費で、財産台帳整備事業見込みにより減額整理いたしております。情報通信基盤整備事業費 7,044 万円は、加入者の増、自主放送装置などにより増額計上いたしております。自治振興費は、仁増集会所増築補助金を計上、防犯対策費は、平福街路灯移設に伴う工事費でございます。次に民生費関係では、高齢者福祉費の外出支援サービス事業は、タクシー助成の増により 150 万円を増額、後期高齢者医療費は、保険証を配達記録で送付する関係経費、災害救助費は、実績見込によりまして増額いたしております。衛生費関係は、特別会計への繰出金などを整理いたしております。次に農林水産業費関係は、農業振興費で水田農業

元気アップ事業補助金として福沢・才金地域の農業用機械補助金を計上、農地費の委託料関係は、大成等井堰概要書類・ため池用土取り場調査経費等を計上いたしております。中山間地域総合整備事業費関係は、農道舗装など事業量の増に伴い2,200万円を増額、林業振興費では公団造林の三日月団地風倒木処理関係経費936万円を計上いたしております。次に商工費関係では、西はりま天文台公園特別会計繰出金が主なものでございます。土木費関係の道路維持費では、三日月中学校通学路整備工事費として400万円を計上いたしております。消防費は、人件費の整理が主なものでございます。次に教育費関係の生涯学習振興費は、人権啓発事業費関係を23万5,000円減額整理いたしております。上月文化会館運営費の備品購入費は、冷暖房機器の入札減により整理いたしております。災害復旧費は、空山池に係ります工事請負費500万円を計上いたしております。公債費は、借り換による繰上償還金を計上いたしております。諸支出金は、水道事業高料金対策繰出し金が主なものでございます。

第2条、地方債の追加は、地方債の「第2表、地方債補正」3ページの借換え債は、財政融資資金7パーセント以上83万円、公営企業金融公庫5パーセント以上のもの3,291万4,000円を繰上償還し、低利債に借換えるものでございます。

以上、一般会計補正予算の概要であります。

次に、議案第102号、平成19年度国民健康保険特別会計補正予算第3号について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1億1,537万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億6,411万6,000円とするものでございます。

歳入では、国民健康保険税を退職被保険者分の増額等により729万7,000円を増額いたします。国庫支出金の国庫負担金では、療養給付費の増により療養給付費等負担金が2,830万9,000円の増額となります。また国庫補助金の財政調整交付金において686万円の増額でございます。療養給付費等交付金につきましても、療養給付費の増額により、6,451万円の増額となります。繰入金の他会計繰入金は、一般会計からのルールに基づく繰入金で、保険基盤安定繰入金の減額等により総額で275万3,000円の減額となります。基金繰入金では、準備基金1,115万1,000円を取り崩して繰り入れます。

次に、歳出の総務費の総務管理費167万5,000円の増額は、人事異動に伴うものでございます。保険給付費の療養諸費は、一般及び退職被保険者の療養給付費の増額等により9,014万8,000円の増額となります。高額療養費におきましても、一般退職合わせて2,225万3,000円の増額となります。老人保健拠出金では、241万9,000円の増、介護納付金では、22万9,000円の減となります。保険事業費では、特定検診等実施計画策定事業委託料が入札減により180万8,000円の減となります。諸支出金は、資格喪失による保険税の還付金で、100万円を増額いたしております。

以上、国民健康保険特別会計補正予算第3号についての概略の内容でございます。

次に、議案第103号、平成19年度介護保険特別会計補正予算第2号につきまして、提案のご説明を申し上げます。

事業勘定につきまして、歳入歳出それぞれ4,119万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億2,375万9,000円に改めるものでございます。

まず、歳入についてのご説明を申し上げます。国庫支出金では、介護給付費負担金を534万7,000円、調整交付金113万円をそれぞれ減額。支払基金交付金では、介護給付費交付金443万5,000円を減額。県支出金では、介護給付費負担金69万9,000円を増額いたしております。繰入金では、一般会計繰入金のうち、介護給付費繰入金を178万8,000円減額、その他で職員給与費繰入金を104万4,000円増額、また基金繰入金では、介護給付費準備基金繰入金を230万3,000円減額いたしております。諸収入では、介護給付費返納金

5,445万6,000円増額いたしております。これは、介護老人保健施設ハイム・ゾンネからの返納金のうち平成19年度受入額と高額サービス給付費の返納分でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

総務費では、一般管理費104万4,000円増額は、人件費でございます。認定審査会のうち手数料を31万5,000円減額、調査委託料を31万5,000円増額調整いたしております。保険給付費では、在宅介護サービス給付費負担金を4,775万2,000円増額、施設介護サービス給付費負担金を2,000万円減額、居宅介護サービス計画給付費負担金を400万円、高額介護サービス給付費負担金を40万円、特定入所者介護サービス費負担金を800万円それぞれ増額いたしております。

以上、介護保険特別会計補正予算の説明といたします。

次に、議案第104号、平成19年度佐用町朝霧園特別会計の補正予算第1号についてのご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ129万5,000円を追加し、総額を1億2,987万円とするものであります。

まず歳入よりご説明を申し上げます。

今回の補正予算の歳入は一般会計よりの繰入金129万5,000円を追加することといたしております。続いて、歳出であります。歳出の全てが人件費に係わるもので、共済組合負担率の変更、各個人の扶養手当の変更、合わせて本年度の人事院勧告による増額、臨時職員の社会保険料の改定を含み、総額129万5,000円を追加するものでございます。

以上、提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第105号、平成19年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第2号についての説明を申し上げます。

歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ2億1,793万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を9億8,439万円といたしております。

地方債の補正については、臨時特例措置として、平成4年度までの財政融資資金等の貸付のうち金利5パーセント以上のものの一部について、財政健全化計画を策定し、市町村合併の状況、財政力等に応じ、繰上償還を行なうための借換債を追加したものであります。

次に、歳入より説明をいたします。国庫補助金については、中央監視システム整備事業の補助金内示により2,805万5,000円を減額をいたしました。繰入金については、財源不足額の充当のため、一般会計繰入金140万4,000円を追加をいたしました。雑入においては、姫鳥線建設工事に伴う消火栓移設補償費を500万円減額し、南部簡易水道テレメーター落雷による火災保険金370万円を追加をいたしました。町債においては、中央監視システム整備事業の充当財源であります簡水債を2,410万円減額し、昭和55年から59年度まで借入の簡易水道事業債の借換債として2億6,998万4,000円を追加をいたしております。

次に、歳出の説明をいたします。

一般管理費においては、三日月地区配水管試掘工事補償金50万円を追加をいたしました。現場管理費においては、南部簡易水道テレメーターの落雷修繕料2箇所374万円を追加し、汚泥の清掃管理委託料を486万円、三日月地区配水管理施設土地賃借料30万円、それぞれ減額をいたしました。また工事請負費においては、900万円減額いたしました。長尾配水池内部防水工事費200万円、浄水施設塗装工事費368万5,000円、姫鳥線建設工事に伴う消火栓移設補償工事費500万円をそれぞれ減額し、蓄電設備工事費を168万5,000円追加をいたしております。建設改良費では、国庫補助金内示に伴い、中央監視システム設計管理委託料1,000万円、工事請負金3,400万円をそれぞれ減額をいたしております。公債費では、借換債の繰上げ償還元金を2億6,998万4,000円を追加をいたしております。

以上、簡易水道事業特別会計補正の概要でございます。

次に議案第 106 号、佐用町特定環境保全公共下水道事業補正予算第 2 号についての提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 96 万 9,000 円を減額し、予算総額を 11 億 198 万 3,000 円と定めております。

まず、歳入では、諸収入に消費税還付金 68 万 4,000 円を追加し、一般会計繰入金 165 万 3,000 円を減額いたしております。

次に、歳出では、人事異動と人事院勧告に伴う人件費 179 万 6,000 円の減額を支払の科目変更を併せて行い、建設改良費の委託料において佐用地区雨水排水事業の委託料 80 万円を追加をいたしております。

以上が、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の概要でございます。

次に、議案第 107 号、佐用町生活排水事業特別会計補正予算第 1 号についての説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 22 万 8,000 円を追加し、3 億 9,788 万 3,000 円と定めております。

まず歳入では、繰越金 135 万 1,000 円。諸収入に消費税還付金 135 万 9,000 円を追加し、一般会計繰入金 248 万 2,000 円を減額いたしております。

次に、歳出では、浄化槽管理費において、ブロワ等の交換部品不足額として、浄化槽管理費委託料 10 万円を追加し、農業集落排水施設管理費において、人件費の不足額 22 万 8,000 円を追加をいたしております。

以上、生活排水処理事業特別会計補正予算第 1 号の概要でございます。

次に、議案第 108 号、平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 2 号についての説明を申し上げます。

今回の補正は、県支出金等の追加補正と繰入金等の予算調製をし、19 年度の公園運営管理の充実を図ったものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 480 万 9,000 円を加え、歳入歳出の総額を 2 億 2,515 万 3,000 円といたしております。まず歳入におきましては、県支出金で委託金に 311 万 2,000 円、繰入金 69 万 5,000 円、繰越金 99 万 4,000 円、諸収入で雑入に 8,000 円の追加額であります。これらは、それぞれ県からの指定管理料、町一般会計からの繰入金、前年度繰越金、食堂の水道使用料等でございます。

歳出では、教育費で社会教育費に 431 万 1,000 円の追加額は、社会教育総務費 346 万 8,000 円の不用額とグループロッジ運営費 74 万 4,000 円の追加額と天文台公園運営費 703 万 5,000 円の追加額を調整したものでございます。これらは、職員報酬、賃金等の人件費、公園内施設の整備としてインターネット・地デジ対策、食堂屋根の修理修繕、フットライトの修繕、1 m 赤外線望遠鏡展示工事、用地管理、備品購入等の経費調整であります。また、諸支出金で基金費に 49 万 8,000 円の追加額は、前年度繰越額の 2 分の 1 を積み立てたものでございます。

以上、平成 19 年度西はりま天文台公園特別会計補正予算の概要でございます。

次に、議案第 109 号、平成 19 年度笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 2 号について提案のご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算額に、歳入歳出それぞれ 15 万 2,000 円を増額し、予算総額を 1 億 2,737 万 1,000 円にしようとするものであります。

補正しようとする内容は、歳入につきましては、笹ヶ丘荘事業収入 13 万 2,000 円、交流会館事業収入 2 万円を増額いたしております。

歳出につきましては、給与費改訂による人件費不足額で、笹ヶ丘荘管理運営費 13 万 2,000 円、交流会館運営費 2 万円を追加をいたしております。

以上、笹ヶ丘荘特別会計補正予算の概要でございます。

次に、議案第 110 号、佐用町歯科保健特別会計補正予算第 1 号でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に 4 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算額の総額を歳入歳出それぞれ 3,023 万 1,000 円と改めております。

歳入内訳でございますが、診療収入 4 万 2,000 円増額いたしております。

歳出では、人事院勧告に基づく、人件費 4 万 2,000 円の増額計上をいたしております。以上、佐用町歯科保健特別会計補正予算の概要でございます。

次に、議案第 111 号、平成 19 年度農業共済事業特別会計補正予算第 1 号について提案の内容を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の収入支出予算の総額に歳入歳出それぞれ 142 万 2,000 円を増額し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ 1 億 492 万 4,000 円とするものであります。内容といたしましては、3 ページの畑作物共済勘定ですが、19 年度品目横断的経営安定対策に加入された為に、新たに 2 集落の営農組合が増えた為、収入支出とも 75 万 5,000 円の増、また業務勘定におきましては、人事異動、給与改定にともなう増減で、収入支出とも 66 万 7,000 円の増額となっております。

以上が、19 年度の共済事業特別会計補正予算第 1 号の概要でございます。

次に、議案第 112 号、平成 19 年度佐用町水道事業会計補正予算第 1 号についてのご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、第 2 条で水道事業収益の営業収益において、力万橋架け替えに伴う補償費等 60 万 6,000 円追加し、営業外収益の他会計補助金を高料金対策繰入金及び基礎年金拠出金 1,529 万 3,000 円、火災保険共済金 179 万 6,000 円を追加するものであります。次に、営業費用において給与改定に伴う人件費の不足額及び不用額で調整し、力万橋水道管添架設計委託料 100 万円を減額、落雷による 3 件に修繕及び力万橋水道管添架工事の不足額 340 万 1,000 円を追加するものであります。第 3 条では、資本的収支の上水道施設改良事業費を給与改定に伴う人件費の過不足で調整し、中央監視システムの工事工程変更に伴い工事請負費 5,758 万 2,000 円減額するものであります。また企業債償還金では、高率の企業債を繰り上げ償還するために、8,869 万 8,000 円を増額補正するものであります。次に、第 4 条の 2 項で水道施設中央監視制御システム整備に伴う計画変更により、債務負担行為をすることができる事項及び期間を平成 20 年度から平成 21 年度とし、限度額を 9,000 万円と定めております。次に第 7 条では、他会計からの補助金の内、高料金対策費 1,525 万 2,000 円追加し、基準額 2,984 万 6,000 円に改めるものであります。内容の詳細につきましては、予算実施計画、資金計画、収入及び支出見積基礎、予定損益計算書、予定貸借対照表の補正を添付いたしておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

以上で、議案第 101 号から議案第 112 号までの 12 件、一般会計から特別会計一括してご説明を申し上げました。充分ご審議をいただきましてご承認をいただけますようお願いを申し上げます説明といたします。

すいません、ちょっと訂正させていただきます。

第 107 号の生活排水特別会計の補正予算で、人件費の不足額を、私は、22 万 8,000 円というふうに、どうも説明したようであります。実際には、12 万 8,000 円という事で追加をしておりますので、訂正をさせていただきます。

失礼しました。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題になっております議案第 101 号ないし議案第 112 号議案につきましては、次の 12 月 25 日の本会議まで議事を打ち切りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

日程第 29 . 同意第 1 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 29 に入ります。

同意第 1 号、佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました同意第 1 号、佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましての提案のご説明を申し上げます。

佐用町公平委員会委員、山本 博氏の任期満了に伴い、佐用町公平委員会委員に藤本弘之氏を選任いたしたく地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。ご同意いただきますように、お願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

この際、お諮りいたします。本案については、人事案件でありますので、議事の順序を省略し、直ちに表決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

それでは本案に対する討論を省略し、これより本案について採決に入ります。

同意第 1 号、佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり同意されました。

日程第 30 . 請願第 2 号 「人権侵害の救済に関する法律」早期制定を求める請願

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 30 に移ります。

請願についてであります。

今期定例会に請願 1 件を受理いたしております。

請願第 2 号、「人権侵害の救済に関する法律」早期制定を求める請願は、会議規則第 87

条の規定により委員会の付託を省略して直ちに審議に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

請願第2号、「人権侵害の救済に関する法律」早期制定を求める請願を議題といたします。請願に対する紹介議員の説明を求めます。2番、新田俊一君。

〔2番 新田俊一君 登壇〕

2番（新田俊一君） ただ今、紹介いただきました新田でございます。請願の事につきまして、趣旨説明等をさせていただきたいと思っております。

「人権侵害の救済に関する法律」早期制定を求める請願。請願の趣旨説明をいたします。すべての人が差別されることなく、人として尊ばれ平等に生きる権利を擁護するため、人権侵害の救済の早期制定が必要です。そのために、国に対して実効性のある「人権侵害に関する法律」の早期制定を求める意見書を提出されたい。請願の理由。若干お手元のと違うか分かりませんが、ご理解願いたいと思っております。日本国憲法及び世界人権宣言に明記されている基本的人権の尊重とあらゆる差別撤廃は、今や我が国の国際的な責務であります。しかし、現実社会では、差別による様々な問題が起きております。私たちは、差別の撤廃を求めていくなか人権確立という運動を展開したところですが、残念なことに、我が国では、いじめや子どもへの虐待、配偶者への暴力、信頼すべきである親族の中での殺人、インターネットによる悪質な誹謗中傷を繰り返すという問題を起しています。

よって、人権救済に関する法律の早期制定は不可欠の課題です。既に兵庫県はもとより29市12町の中で、24市が意見書を、24市8町が意見書を採決されています。今現在、協議中は5市4町です。町の中には、佐用町も含まれております。

現在、アジア太平洋地域だけでも、11ヶ国人権委員会等を設置するための法律が制定されています。福祉国家を目指す我が国は、21世紀を真の人権の世紀としていくため、政府からの独立性を担保とした実効性のある「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書を国に提出し、していただくように議員各位の一層の理解を賜りますよう請願いたします。

地方自治法124条の規定により上記のとおり請願書を提出します。

今日は、よろしく申し上げます。

議長（西岡 正君） 請願第2号に対する紹介議員の説明は終わりました。

これより請願第2号に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 大事な問題になるのでね、質疑をさせてもらいたいというふうにあります。

4条に、この人権侵害の救済法というのは、2002年の3月に国会に出されて、1年後の2003年10月に廃案になってます。それは、参議院なんかで、3度継続審議されてね、何

回も練られたわけでありませぬけれども、結局、欠陥が多いね、法律内容という事で、これでは、本当の差別解消にならないという事で、継続審議を廃案になったという、そういう経過であります。人権侵害を許さないというのは、当然の事ですから、そういった実行のあるね、法律を求めていくというのは、大事であります。それで、残念ながら、この請願の内容だけではね、ちょっと、未だ、この意見書案では、その点では、欠陥を克服できてないというふうに感じるんですね。まず、なぜ3回継続審議になって廃案になったかと言うと、この請願の中では、パリ原則に逸脱している。つまり、政府から独立した機関としなきゃいけないというふうにはなっていないという事が、この請願には書いてあるんだけど、それだけじゃないんですね。もっといろんな差別の問題、当時、H I Vやハンセン病など、それから企業では、女性差別、障害差別、思想差別、いろんな差別が出て来る中でね、こういう限定した差別だけの侵害ということではね、実態に合わないとか、そういった数多くの点が指摘されて、廃案になっております。それで、最初、委員会付託省いてという事でありましたけれども、私は、これは慎重にね、やっぱり審議して、より良いね、意見書を出す立場から、私としては、委員会付託を求めたいと思うんですけど、質問ですから伺いたいんですけども、この意見書案の第1に書いてあります、いろいろありますけど、第1だけで聞いてみますとね、「パリ原則」を踏まえ、独立性を確保するため、国家行政組織法3条委員会とすることというのが、意見書の1であります。で、国家行政組織法3条委員会というのは、これは省、いわゆる庁のね、委員会という事で、これは政府から独立したものではない。まあ、あの内閣府の外局という事があります。だから、「パリ原則」の独立性を踏まえるという事で言えばね、国家組織法第3条委員会というのは、これは矛盾してくるのではないかというふうに思うわけでありませぬけれども、まず最初の、この1については、その質問に対して、どのように考えておられますか、お聞きしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） とにかく、何事にでも、いろいろと、こう、説明つければ、必要なものも、ころくなるような状況もあるわけなんですけれども、ここ数日来でも、あちこちで、子どもが親を殺すとか、子が親を殺すとかいうような、そういう悲惨な状況が起きております。そういった中で、やはり、何か、こう担保する物がなかったらいけないですし、確かに、「パリ宣言」の事もございますけども、まあ、29市の中で、とりあえず24市ですか、それだけの市が、賛成され、また兵庫県も賛成しておられるんですから、やはり、この辺のところは、いろいろ何でもあるかも分かりませぬけれども、そういう仲間に入って、やはり理解をしていただきたいなと、斯様に思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 24市8町という事でね、この内容じゃないんですね。その市なんかは、やっぱり、人権侵害問題をきっちりの確に捉えてね、それから、このパリ原則を踏まえた内容で、そういった実行のある法律を求める意見書となっているのが、今手元に小野市や何やらありますけども、この提案されている意見書案とは違うんですね。そういう欠陥を克服した意見書案になっております。他の市はですね。それで、ちょっと、ここで諮っていただきたいんですけども、やっぱり、より良い物を出すという立場からね、こういう欠陥も克服しながら、ほんまに人権侵害を許さないという意見書にして行く為にね、

やっぱり、これ総務常任委員会に付託していただいて、練って、きちっとした物を出すという事で、議長、私は、これをね、やっぱり、総務常任委員会だと思いますけども、常任委員会に付託してね、練って、結論出すべきだというふうに思いますので、これを動議として出したいと思いますが、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） ええっと、委員会付託という事でやりますけども、その内容について諮れという事でございます。

委員会付託についてですね、お諮りしたいんですが、賛成の方ありますか。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 少数でありますので、即決という事で決めさせていただきます。

21 番（鍋島裕文君） だから、委員会付託にするかどうかを問わないかんがな。

議長（西岡 正君） ちょっと、待ってくださいね。

〔「休憩せいや」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ちょっと休憩します。

午後 0 1 時 5 1 分 休憩

午後 0 1 時 5 2 分 再開

議長（西岡 正君） 再開します。

鍋島議員の方から、委員会という形のなかで、動議が提出されました。この動議について賛成の方、挙手願いたいと思います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 定数に切っておりますので、動議が成立します。

ここでお諮りします。本案件を委員会付託にという事で、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、少数でありますので、動議は否決されましたので、本日即決といたします。

他に、質問ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ系君。

18 番（平岡きぬ系君） まあ、国会でね、充分審議が重ねられた結果、圧倒的な国会の場ですよ。廃案になっているんですね。その背景について、提出者、紹介議員は、どういうふ

うに、どういう理由で、そうなったのかという認識されているのかお伺いします。

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2 番（新田俊一君） 先ほども言いましたように、考え方とか、いろいろ違うわけでありまして、国会での討論等については、私は、承知しておりませんので、説明をようしません。各全国的な運動として、兵庫県も、今、言いましたように、24 市 8 町も、ここが採決されて意見書を提出されておりますので、やはり、それに沿ったような行き方をしたいなど斯様に思って、紹介議員としての考え方を述べております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 今、言われている、提出されている、採択された意見書というのを、出していただけませんか。この内容で出されている意見書ではないというふうに、私も認識しているんです。と言うのは、国会の場で廃案になった背景として、様々な関係者の中から反対の意見が出たという事で、まずは、そうですね、1つの「パリ原則」の関係もそうですけれども、人権侵害等で最も救済が必要であるという、先ほどから具体的に出ておりますように、女性差別であるとか、高齢者それからアイヌの人々とか外国人に対する偏見とか、H I V やハンセン病患者、障害者に対する不当な扱い、こういった差別、いわゆる弱者に対する人権侵害に対応できる内容ではないという事も大きな反対された、廃案になった理由になっているんですね。そういう物を克服するという事で、意見書として出されているのは、今憲法で、人権の原則それから国際水準に立ってやるという意見書の内容になっているわけなので、そういう意見書も含めて、これ出されているという数の内に言われているんだけど、その今回の、これは、そうではないので、そこら辺を一緒にして、言われると、ちょっと具合悪いと思うんですよ。だから、先ほど、即決という事になったので、ここの場で、その議論せなあかんようになるんですけれども、やっぱり、重要な意見書なので、即決するという事は、私は、本意ではありませんけれども、ちょっと、意見書の内容、どんな内容の意見書が出されているかという事についても、具体的に示していただきたいんです。

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2 番（新田俊一君） 今、平岡さんからの質問でございますけれども、多分よくご存知の上での発言だと思いますので、また自分なりによくお調べになっていただけたらと思います。全部の意見書につきましても、まあ、いろんな方との話し合いもありますし、進みますので、許可貰えないと出せないと思います。ですので、この場では、詳しい事は、ちょっと申し上げられないと思いますので、理解願いたいと思います。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

18 番（平岡きぬ糸君） いや、その意見書というのは、別に内緒の物ではなくて、その出さ

れている物だから、公式に出ているわけですし、そういう物を、ちゃんと揃えて説明して欲しいと言っているのです、何か、許可を得なければいけないというような、そういう物ではないと思いますが。

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） とにかく、今、提示されているような事が、見ていただいたら分かれるとおりでございますので、よく判読していただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですので、質疑を終結したいと思います。これより、で請願第2号に対する討論に入ります。討論ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） この請願に、私は、反対の討論を行ないます。

当然、人権侵害をなくすという事は、本当に当然の事です。しかし、この請願は、2002年3月に国会に提出され、参議院において3度に及ぶ審議の末、2003年10月に廃案になった法案を基本的に制定するよう求めている物です。人権擁護法案が廃案になった、その1つは、人権委員会を法務省の外局とする国際的人権基準とも言うべき「パリ原則」と異なっており、公権力から独立性の保障がない、こういう事で、国内外から強い批判を受けた事。また、2つ目に、公権力と社会的権力による人権侵害を事実上排除するものとなっており、最も救済の高い人たちに救済できない。これが指摘されました。3点目に、報道によるプライバシー侵害を特別救済手続きの対象としており、表現、報道の自由と国民の知る権利を奪う事になるとして報道会からも強い反対を受けた事による理由です。人権救済というのは、本来は、司法による解決を基本とするものですがけれども、国民の人権状況、これは、今、リストラとか、大企業の横暴があって、弱肉強食の自由を容認する、そういった下で、失業や倒産、破産、低賃金、長時間労働、不安定雇用などが蔓延して、経済や生活文化の全ての面に亘って深刻な事態になっています。憲法が保障した基本的人権の実質を大きく危機的な状況にしているという、こういう状況を反映して、国民間で、子どもとか高齢者、女性に対しての虐待や差別また外国人に対する偏見や差別。HIV、元感染病患者や障害者に対する、そういう不当な扱いや差別など弱者に対する暴力や人権侵害が深刻になってきているんというのが、実態です。しかし、この請願が制定を求める、この法は、この直接的で深刻な影響を及ぼす、この事に対して大企業であるとか、国家権力の人権侵害、こういった物に対して、不問、免罪しています。それを人権を国民の間だけの差別問題だけに矮小化した物となっており、これは人権救済と言いながら、その実は、国民間の人権の抑圧を狙う法案と言えます。人権や差別についての明確な規定なしに、差別言動を特別救済手続きとして規制の対象ともして、国民の意識を問題にする言論、表現、自由への抑圧で、正に、これは憲法にも抵触するという内容です。国民の間を差別する者と差別される者の図式に対立的に捉えて、差別についての法律上の定義もないまま、差別する者を規制、処罰し、差別される者の人権を救済する為の法律の制定という事は、対立の分団を持ち込むだけであって、違法な暴力的糾弾行為に法的根拠も与える恐れも強く国民の内心の自由を侵すものであり、このような法律の制定は必要ありません。

重要な事は、人権問題は、日本国憲法の人権原則と国際水準に立って、権力による人権

侵害を尊重、重視して自由と平等、国民の命と暮らしを守る、そういう積極的な措置の実施を求める事が重要だと考えるところです。

以上の理由から、私は、この請願に反対します。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

ないようですので、討論を終結いたします。

請願第2号、「人権侵害の救済に関する法律」早期制定を求める請願は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 賛成、多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

なお、12月6日の本会議は午前10時開会といたし、一般質問を行いますので、ご承知くださいますようお願い申し上げます。

本日はこれにて、散会いたします。

午後02時02分 散会
